

入札説明書

令和6年4月25日さいたま市告示第788号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

令和6年度さいたま市現庁舎地利活用検討調査業務

2 一般競争入札参加資格確認申請に関する事項

一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出するときは、令和6年4月25日さいたま市告示第788号2(6)に該当することを証明する書類として、契約書の写し及び履行を証明する書類の写しを添付してください。

3 仕様書の交付 仕様書の交付を希望する者は、仕様書交付申請書を以下のとおり提出すること。

(1) 提出先 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部（新庁舎等整備担当）

電話 048(829)1032

電子メール toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

(2) 提出方法

所定の様式（仕様書交付申請書）に必要事項を記入し、仕様書交付申請書を以下のとおり提出すること。また、電子メールのタイトルは、「仕様書の交付申請」とし、送信後、3(1)へ必ず到着確認の電話をすること。

(3) 提出期間

告示の日から令和6年5月9日（木）正午まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 交付方法

3(2)の仕様書交付申請に対し、随時電子メール（送信元アドレス宛）で交付する。

4 仕様に関する質問方法

(1) 提出期間

告示日から令和6年5月9日（木）正午まで

(2) 受付方法

電子メールにより送信すること。

(3) 質問の様式

質問は、質問書を電子メールに添付して以下のアドレスに送信してください。

(4) 電子メールのタイトル

「令和6年度さいたま市現庁舎地利活用検討調査業務（質問書）」としてください。

(5) 質問書の提出先

電子メールアドレス：toishi-keiei@city.saitama.lg.jp

(6) 質問書の到着確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部（新庁舎等整備担当）

電話：048(829)1032

(7) 質問への回答

質問への回答は、5月10日（金）に、質問した事業者名を伏せて電子メールにて全員に回答します。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

(2) その他

入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

6 入札保証金の納付免除に関する事項

(1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和6年5月9日（木）正午までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア (1) のアに該当する場合 過去2年の間に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し又は履行を証明する書類の写し（2件分）

イ (1) のイに該当する場合 入札保証保険証券の原本

7 入札及び開札に関する事項

(1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札参加者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できません。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません。（入札前に委任状を提出していただきます。）また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ってください。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがありますので、必ず持参してください。

(3) 最低制限価格

設定します。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とします。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札の回数は、1回とします。

8 その他必要な事項

(1) 入札方法

入札書は、表に「さいたま市長」と書いた封筒に入れて提出してください。

(2) 契約手続等

契約予定日 令和6年5月22日（水）

9 添付書類

(1) 入札公告の写し

(2) 仕様書交付申請書

(3) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

(4) 入札保証金免除申請書

(5) 質問書